

平成 29 年度第 1 回霧島市地域公共交通会議 会議要旨

| | | | |
|---|---|------|-----|
| 開催日時 | 平成 29 年 5 月 26 日（金） 10：00～11：30 | | |
| 開催場所 | 霧島市役所 別館 4 階 大会議室 | | |
| 出席委員 | 平野会長、岩井田委員、諸留委員、加治木委員、福森委員、二宮委員、中村委員、金谷委員、迫田委員、中原委員、有村純徳委員、南委員、有村初夫委員、久保田委員、松下委員（代理）、東丸委員、木下委員、西森委員（代理）、竹下委員（代理）、平田委員、吉見委員、林委員、赤峰委員、山口委員、内田委員、塩川委員、満留委員、越口委員、池田委員、島内委員、堀之内委員、花堂委員 計 以上 32 人 | | |
| 事務局 | 西地域政策課長、岡留地域政策グループ長、甲斐地域政策グループ主査（計 3 人） | | |
| 公開・一部非公開又は非公開の別 | 公開 | 傍聴人数 | 0 人 |
| <p>議事</p> <p>(1) 平成 28 年度経過報告及び決算について</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>議案第 1 号 平成 29 年度事業計画案及び予算案について</p> <p>議案第 2 号 国分ふれあいバス路線の一部変更について</p> <p>議案第 3 号 横川ふれあいバス路線の一部廃止について</p> <p>議案第 4 号 霧島ふれあいバス路線の一部変更について</p> <p>議案第 5 号 福山ふれあいバス路線の一部変更について</p> <p>議案第 6 号 市街地循環バス路線の運行時刻一部変更について</p> <p>議案第 7 号 市町村有償運送の更新について</p> <p>議案第 8 号 生活交通確保維持改善計画案について</p> | | | |
| <p>審議結果等の概要 園：委員 ㊦：事務局</p> <p>(1) 平成 28 年度経過報告及び決算について</p> <p>→事務局が資料に沿って説明。委員からの質問はなし。</p> <p>議案第 1 号 平成 29 年度事業計画案及び予算案について</p> <p>→事務局が資料に沿って説明。委員からの質問はなく原案のとおり承認。</p> <p>議案第 2 号 国分ふれあいバス路線の一部変更について</p> <p>→事務局が資料に沿って説明。委員からの質問はなく原案のとおり承認。</p> <p>議案第 3 号 横川ふれあいバス路線の一部廃止について</p> <p>→事務局が資料に沿って説明。委員からの質問はなく原案のとおり承認。</p> <p>議案第 4 号 霧島ふれあいバス路線の一部変更について</p> <p>→事務局が資料に沿って説明。原案のとおり承認。委員からの主な質問等は次のとおり。</p> <p>園路線変更に伴う地域への説明はあったのか。</p> <p>㊦永水小学校から木原小中学校までの区間についてはバス停はなく、またフリー乗降区間でもないため、地域への影響はないため、説明は行っていない。</p> <p>園今回の見直しでは時間変更はないとのことであるが、変更前後では路線が 1.4km ほど短縮になっている。時間変更はないということで間違いはないか。</p> | | | |

●鹿児島交通(株)様へ確認したところ、時刻表の変更はしないとのことであった。

(鹿児島交通(株)の補足説明)

路線は若干短縮となるが、児童・生徒の安全性を最優先に考え運行することし、所要時間の見直しはしないほうがよいとの結論に至った。

議案第5号 福山ふれあいバス路線の一部変更について

→事務局が資料に沿って説明。委員からの質問はなく原案のとおり承認。

議案第6号 市街地循環バス路線の運行時刻一部変更について

→事務局が資料に沿って説明。委員からの質問はなく原案のとおり承認。

議案第7号 市町村有償運送の更新について

→事務局が資料に沿って説明。原案のとおり承認。委員からの主な質問等は次のとおり。

○運行にあたっての運行管理、運行を担う者の資格の基準、霧島市としての人選の基準はどのようにしているか。

●手元に資料がないため、後ほど回答させていただきたい。

○以前、福祉車両等の事故があったため、運行管理が万全であるかということを確認しておきたかったためお聞きしたところである。

(霧島市教育部の補足説明)

直接的な所管は霧島市教育委員会福山出張所である。現在、手持ちで資料がないため、教育部のほうでも、安全面に関する事等について調べておきたい。

●今回の更新登録については、有効期間が3年となっており、3年ごとに国へ更新登録の手続きを行うものであるが、その中には運行管理等の記載事項もあり、国の安全基準を満たしているものと理解している。

○使用する車両は霧島市の所有か。また、白ナンバーでの運行か。

●霧島市の所有である。自家用有償運送であるため、白ナンバーである。

議案第8号 生活交通確保維持改善計画案について

→事務局が資料に沿って説明。原案のとおり承認。委員からの主な質問等は次のとおり。

○国庫補助対象路線等一覧では平成30年度となっているが、今年の10月から新たに運行開始となる路線等については、補助対象となるか。

●平成29年10月から平成30年9月までの運行分を平成30年度としているため、補助対象となる。

○霧島市地域公共交通網形成計画の推進にあたっては、溝辺地区から国分方面の高校等への通学手段の確保等、有効であると思われる色々な策が案として示されている。事業者や地域の皆様の御協力をお願いしたい。なお、当計画が目標どおり達成されていけば、我々も利用促進に力を入れていかなければならない。そのようなことから、小中学校においても児童・生徒への公共交通機関の利用促進について働きかけをしていかなければならないと考えているが、例えばノーカーデーといったようなイベント日を設け、公共交通機関を市民が実際に利用してもらうような取組も必要だと考える。

●利用促進に係る取組は非常に重要である。可能な範囲で利用啓発に努めて参りたい。

○高齢者の免許返納も推進していかれる中で、高齢者の自家用車による事故を未然に防ぐと

いう観点からも公共交通の利用促進というものを進めていくべきであると考える。

㊦そのような観点からもできる限り利用啓発に努めて参りたい。

㊧高齢者が免許返納を行うにあたっての一番のネックは交通手段がなくなるということである。どのようなバスが運行しているか知らない方も多い。これは公共交通のPR不足が原因であるような気がする。警察署としても免許返納等で窓口に来られた方に対して、今日いただいたバスマップ等を活用し、説明を行い、公共交通の利用啓発に努めたい。

その他

㊨高齢者等の交通移動手段を拡充するのはよいことであるが、全国的にバス・タクシー業界ともに乗務員が非常に不足しており、鹿児島では特にそれが顕著である。そのため、事業者は乗務員の確保に非常に苦慮している。今後、市のほうで路線の拡充・拡大を検討する際には、なるべく早い時期に各事業者へ打診し、対応可能かどうかを確認していただいたうえで、具体的な検討に入っていただきたい。

<議案第7号に関する会議終了後の対応>

- 自家用郵送運送の安全基準等に関する質問を行った委員へ次のとおり回答を行った。
- ・自家用有償運送の運行を行う者の人選としては、大型1種の免許保有者等を雇用しており、自家用有償運送バスを運転するために必要な講習は全員受講している。
- ・福山総合支所長を運行管理者として届出をしている。

会議資料

【配付資料】

- 平成28年度経過報告【資料1】
- 平成28年度決算【資料2】
- 平成29年度事業計画（案）【資料3】
- 平成29年度予算（案）【資料4】
- 国分ふれあいバス路線の一部変更について【資料5】
- 横川ふれあいバス路線の一部廃止について【資料6】
- 霧島ふれあいバス路線の一部変更について【資料7】
- 福山ふれあいバス路線の一部変更について【資料8】
- 市街地循環バス路線の運行時刻の一部変更について【資料9】
- 市町村有償運送の更新について【資料10】
- 生活交通確保維持改善計画案【資料11】
- 霧島市地域公共交通会議設置要領【資料12】
- 霧島市地域公共交通会議委員名簿